

## 日本エコレザー基準認定申請書関係

日本エコレザー基準認定申請に必要となる認定内容の届出（1号書類）、証明書類および宣言書類（2号書類）を下記にまとめた。

日本エコレザー基準(JES)の認定を受けるには表1の申請書類および見本革片(約21cm×29cm)の提出が必要となり、全ての機密情報は、その機密性が保持されます。本申請書は1号書類および2号書類からなり、提出書類に虚偽が認められれば認定が取り消されます。

表1 日本エコレザー基準認定申請書類

1号書類	2号書類
申請書兼認定内容の届出	証明書類および宣言書類
1) 適用範囲 2) 製造国 3) 革名称 4) 登録製法 5) 商品名	証明書類 1) 革構造証明（必要に応じ、顕微鏡写真の添付） 2) 使用原料証明 3) 化学物質検査証明  宣言書類 1) 発がん性染料不使用、革製造における排水および廃棄物の適正処理、使用薬品の届出および品質管理宣言

## i. 1号書類

## 日本エコレザー基準認定申請書

(社) 日本皮革産業連合会  
会長 殿

\_\_\_\_\_年 月 日

申請会社名：\_\_\_\_\_

業種：革製造業、革販売業、革製品製造業、革製品販売業（該当に✓）

氏 名：\_\_\_\_\_ 印

会社住所：\_\_\_\_\_

電 話：\_\_\_\_\_

革製造会社名：\_\_\_\_\_

会社住所：\_\_\_\_\_

電 話：\_\_\_\_\_

日本エコレザー基準(JES)の認定を受けたいので必要書類を添えて申請します。

下記の 1) ～5) までの該当項目の□に✓または\_\_\_\_を記述する。

- (1) 適用範囲：エキストラ用（36ヶ月未満の乳幼児用）  
皮膚接触用成人向け  
非皮膚接触用成人向け

- (2) 製造国：日本\*1、海外（国名：\_\_\_\_\_）

\*1 日本製とは最終仕上げを日本で行った革のことです。

- (3) 革名称：

第一類（原料特徴）：例、牛なら成牛、子牛、肉牛、コブ牛など

牛（\_\_\_\_\_）

馬（\_\_\_\_\_）

豚（\_\_\_\_\_）

羊（\_\_\_\_\_）

山羊（\_\_\_\_\_）

第二類（床原料特徴）：牛床、豚床など

（\_\_\_\_\_）

第三類（動物種類）：野生動物または養殖動物の革

（\_\_\_\_\_）

(4) 登録製法：

4-1) 主な鞣し；

- クロム（フルクロム）
- クロム・植物タンニンおよびまたは合成タンニン
- 植物タンニンおよびまたは合成タンニン
- 植物タンニン・クロムおよびまたは合成タンニン
- その他(\_\_\_\_\_)

4-2) 色相および色濃度；

色相： 黒色、 茶色、 黄色、 赤色、 他色(\_\_\_\_\_)

色濃度\*2： 濃色、 淡色

\*2 付属表・日本エコレザー基準に関する検査法を参照のこと。

4-3) 仕上げ\*3； ピグメント仕上げ、 ナチュラル仕上げ

\*3 付属表・日本エコレザー基準に関する検査法を参照のこと。

(5) 商品名\*4(\_\_\_\_\_)

\*4 商品名、品番など自社で管理・把握できる名称でよい。

## ii. 2号書類

2号書類の革構造証明書、原料供給証明書、化学物質検査証明書を添付し、さらに禁止アゾ染料の不使用および革製造における排水、廃棄物の適正処理に関する書類、使用薬品等については製造者の宣言書を提出してください。記述に虚偽が認められれば全て取り消されますのでご注意ください。なお、各証明書は発行日より6ヶ月以内のものを有効とします。

### (1) 革構造の証明書添付（証明番号1-1）

革および床革の判定は、触感や目視で判定できない場合はISO 17186に準拠して顕微鏡による革断面繊維構造の観察や仕上げ・塗装膜厚の測定によって証明すること。

### (2) 原料供給証明書、商取引証明書などの添付（証明番号1-2～3）

- a. 第一類の使用原料が、肉（食料）の副産物であることを証明すること。
- b. 第二類の使用原料が製革工程で排出された肉面側の残革であることを証明すること。
- c. 第三類の使用原料が条約、法規等に適合していることが必要な場合はそれらを証明すること。

第一類および第二類では原料供給証明書、第三類では必要に応じ商取引証明書・原産地証明書・輸出許可書等の写しを添付すること。パッカー名、原皮取引業者名、タンナー名など業者名、団体、国、自治体、条約などが発行した証明書および住所が明記されたものを添付してください。

### (3) 化学物質検査証明書の添付（証明番号1-4～15）

本申込革に対する第三者検査機関による試験結果を添付すること。これをもって化学物質検査証明書とします。試験結果は、1.臭気、2.ホルムアルデヒド、3.鉛、4.カドミウム、5.水銀、6.ニッケル、7.コバルト、8.六価クロム、9.全クロム、10.PCP、11.発がん性芳香族アミン、12.染色摩擦堅ろう度-乾燥試験、13.染色摩擦堅ろう度-湿潤試験の順になるように記載してください。なお、第三者検査機関を複数利用した場合（4機関まで分割可能）は、試験結果を番号順に添付してください。

### (4) 証明書（1-1～15）の添付

下記のように証明番号を各証明書の右上表紙に記入し、番号順に添付してください。

証明番号 1-1

(1) 革構造の証明書（顕微鏡写真）

（触感や目視で革および床革の判定ができない場合は ISO 17186 に準拠して革断面繊維構造が判定できる顕微鏡写真を添付し、倍率および仕上げ・塗装膜厚を記載してください。）

証明番号 1-2～3

(2) 原料供給証明書

(第三類では、必要に応じ、野生動物または養殖動物であることを示す商取引証明書、原産地証明書、輸出許可書等の写しを提出してください。)

証明番号 1-4～15

(3) 化学物質検査証明書

(-4 臭気、-5 ホルムアルデヒド、-6 鉛、-7 カドミウム、-8 水銀、-9 ニッケル、  
-10 コバルト、-11 六価クロム、-12 総クロム、-13PCP、-14 発がん性芳香族アミン、  
-15 染色摩擦堅ろう度の乾燥・湿潤試験)

(5) 発がん性染料の不使用宣言（証明番号1-16）、排水および廃棄物処理の宣言と証明書類の提出、革製造における全使用薬品の届出および品質管理宣言

下表に示した発がん性染料を使用していないことを確認し、不使用を宣言すること。不使用の確認ができない場合は、使用した染料のC.I. Numberまたはカラーインデックス名称またはCAS Numberを記載することによって宣言の代わりとすることができます。

発がん性染料(5種)の表

	CAS Number	C.I.Number	カラーインデックス名称	IARC
1	569-61-9	CI 42500	C.I. BASIC RED 9	グループ2B
2	3761-53-3	CI 16150	C.I. ACID RED 26	グループ2B
3	6459-94-5	CI 23635	C.I. ACID RED 114	グループ2B
4	2602-46-2	CI 22610	C.I. DIRECT BLUE 6	グループ2A
5	1937-37-7	CI 30235	C.I. DIRECT BLACK 38	グループ2A

皮革製造に係わる排水処理、廃棄物処理を適切に行っていることを宣言し、それらの証明書類、例えば、排水では管理当局の発行する処理施設又は料金等の書類、廃棄物ではマニフェスト等の写しを提出してください。さらに、革製造における全使用薬品の届出および申請した革の本基準に係わる品質を保証するために表1の2、3、4、5項を宣言してください。使用薬品は表2に記入し、化学物質安全性データシート（MSDS）を添付してください。革製造の原料がウエットブルーあるいはクラスト革等の加工された革の場合でも、それまでに使用した薬品名等を提出してください。



(2号書類、表1)

## 日本エコレザー基準認定申請宣言書

(社) 日本皮革産業連合会  
会長 殿

1. この革には「日本エコレザー基準書」に定められた発がん性染料5種を使用していないことを宣言します。(証明番号 1-16)  
発がん性染料の不使用を確認できない場合は、使用した染料の C.I. Number またはカラーインデックス名称または CAS. Number を添付します
2. この革の製造に係わる排水および廃棄物を管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓い、このことを証明できる書類を添付します。
3. この革の製造に使用する全薬品名および化学物質安全性データシート (MSDS) を添付します。(2号書類、表2)
4. 認定の有効期間内において本基準に係わる品質保証を維持するために事前に届け出なく登録製法を変更しないことを誓います。
5. 認定された革の品質保証には責任を持ちます。但し、これ以降の加工などがなされた場合はこの限りではありません。詳しくは、別に定める「日本エコレザー基準認定実施ガイドライン」に従います。

私は、上記の記載に相違ないことを誓います。

平成 年 月 日

革製造会社名 : \_\_\_\_\_

会社住所 : 〒 \_\_\_\_\_

代表者名 : \_\_\_\_\_ 印

電 話 : \_\_\_\_\_

F A X : \_\_\_\_\_

E-mail : \_\_\_\_\_

表 全使用薬品の届出

(2号書類、表2)

使用薬品名	薬品製造会社名	MSDS 添付の有無○×
①準備工程（水漬け～脱毛石灰漬け～脱灰～脱脂～酵解）		
②鞣し工程（ピックル～鞣し）		
③中和・再鞣・染色・加脂工程（脱脂～中和～再鞣・染色～加脂）		
④塗装仕上げ工程（下塗り、中塗り、上塗りなど）		
⑤追加染料・顔料・追加薬品		

記入欄が足りない場合は行を追加して記入して下さい。

MSDS はこの表に続いて添付して下さい。